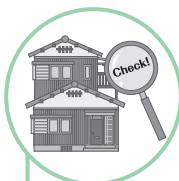


平成29年度耐震診断の事前相談を受け付けています

問 市 都市計画課 (近江庁舎) ☎ 52-6926 FAX 52-8790

市では、市民のみなさんの大切な生命や財産を守るため、耐震基準が強化される以前に建てられた木造住宅を対象に、耐震診断員の無料派遣事業や、一定の要件を満たす耐震改修工事に対し、助成金交付事業を行っています。

平成28年度の受付は予定件数に達し、終了しました。平成29年度の耐震診断の申込開始は6月頃を予定しています。申込を検討している人は、事前相談を受け付けていますのでぜひご利用ください。



木造住宅耐震診断員派遣事業

● 滋賀県が実施する講習を修了した耐震診断員による簡易耐震診断(2~3時間)を無料で受けることができます。

● 耐震診断の結果、評点が0.7未満の住宅は、無料で耐震改修補強案と費用の概算額の算出を受けることができます。

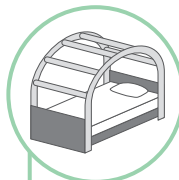
対象となる要件(以下のすべてを満たす住宅)

- 昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの
- 延べ床面積の半分以上が住宅として使われているもの
- 階数が2階以下かつ延べ床面積が300平方メートル以下のもの
- 枠組壁工法、丸太組工法および大臣認定工法(プレハブ工法)ではないもの



木造住宅耐震・バリアフリー改修等事業

耐震診断の結果、評点が0.7未満の木造住宅を耐震改修し、または同時にバリアフリー改修を行う場合、費用の一部を助成します。



木造住宅の耐震シェルター等の普及事業

耐震診断の結果、評点が0.7未満の木造住宅に耐震シェルターや防災ベッドを設置する場合、設置にかかる費用の一部を助成します。

バイクや農耕作業車、軽自動車の名義変更・廃車手続きは3月中に

問 市 税務課 (近江庁舎) ☎ 52-1556 FAX 52-8730

軽自動車税は、毎年4月1日に原動機付自転車や小型特殊自動車(コンバイン・フォークリフト等)、四輪の軽自動車などを所有している人に課税されます。

次のような場合は、**名義変更や廃車手続きをしていないと、軽自動車税がかかります。**

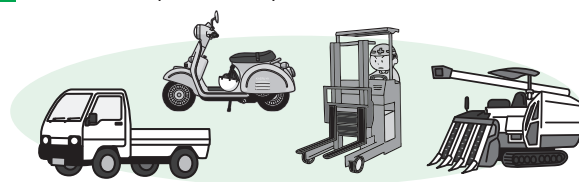
・他人へ譲った・故障などで廃棄した・盗難に遭った など



申請窓口

車両によって窓口が違います。必要書類等は、それぞれ電話でお問い合わせください。

- 原動機付自転車・小型特殊自動車(米原市ナンバーまたは旧町のナンバーの車両)は税務課(☎52-1556)または各庁舎窓口へ
- 軽自動車(滋賀ナンバーの軽三・軽四輪)
軽自動車検査協会(☎050-3816-1843)へ
協会ウェブサイト URL <http://www.keikenkyo.or.jp>
- 125ccを超える二輪車
滋賀運輸支局(☎050-5540-2064)へ



転入や転出される人へ 軽自動車の手続きもお忘れなく

- 米原市ナンバーの車両
市役所各庁舎窓口で登録・廃車の手続きをしてください。
 - 滋賀ナンバーの車両
お住まいの軽自動車検査協会または運輸支局で手続きをしてください。
- ※ 小型特殊自動車の耕運機は、乗用装置または被けん引車(荷台)が無い場合は、登録の必要はありません。

3月下旬は申請窓口が混雑します!

平日お越しいただくのが難しい人は、休日窓口(次ページ)や木曜日の時間外窓口(17ページ)をご利用ください。

ご利用ください！ 休日の市役所窓口

問 市 市民窓口課(米原庁舎) ☎ 52-6927 FAX 52-4539
市 収納対策課(近江庁舎) ☎ 52-3189 FAX 52-6930

転出、転入、転居などの住民異動の手続きが多くなる3月・4月は、休日に窓口業務のほか、市税や公共料金の納付や納税相談も同時に行っています。以下の休日窓口をご利用ください。

3月19日(日)	伊吹庁舎、近江庁舎 (マイナンバーカードの受領および住基ネットを利用した転出・転入届、住民票の広域交付などはできません)
3月26日(日)	山東庁舎、米原庁舎
4月 2日(日)	米原庁舎のみ

業務の内容

- * 住民異動届(転出、転入、転居)の受付
- * 住民票、戸籍、税に関する証明書の発行
- * 印鑑登録申請、印鑑登録証明書の発行
- * 市税等の納付、納税相談
- * マイナンバーカードの受領(3月19日はできません)

時間 ▶ 8時30分～12時

※ **通訳** と記載のあるところは、ポルトガル語の通訳が常駐しています。



マイナンバーカードを利用して全国のコンビニエンスストアで証明書などの取得ができます。



転勤、就職、進学などで住所が変わる人へ 市役所へ住所の届出を忘れずに！

- **転出届** 米原市から他の市区町村へ引越する人
- **転入届** 他の市区町村から米原市へ引越した人

※ 手続きに必要なものは市公式ウェブサイトに掲載しています。不明な点は、市民窓口課へお問い合わせください。

届出は14日以内に！

- **転居届** 米原市内で住所を移転した人

本人通知制度への 事前登録を

問 市 市民窓口課(米原庁舎)
☎ 52-6927 FAX 52-4539

住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を代理人や第三者に交付したとき、事前登録がある人に証明書を交付した事実を郵送で通知する制度です。この制度により、証明書の不正請求の早期発見や不正取得の抑止が期待できます。

登録できる人

市に住民登録している人、本籍がある人
(除かれた人も含む)

登録手続に必要なもの

登録者の本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)
※ 代理人が申請する場合は、委任状等も必要です。

受付場所

米原庁舎…市民窓口課、山東・伊吹・近江庁舎…自治振興課

3月1日～7日は 春の火災予防運動

問 市 防災危機管理課(近江庁舎)
☎ 52-6630 FAX 52-6930

春の火災予防運動が全国一斉に展開されることにあわせ、市内でも火災予防啓発を行います。

- ・ 2月26日(日)
市消防団による市内一円の火災予防パレード
- ・ 3月1日(水) 8時～9時
市女性消防団員や消防署員などによる米原駅東西自由通路での防火啓発

みなさんもこの機会に防火意識を高め、防火の正しい知識や技能を習得しましょう。

平成28年度
全国統一防火標語
**消しましょう その火その時
その場所で**



3月31日(金)で施設使用料減免経過措置が終了します - 社会教育施設・体育施設・米原市民交流プラザ(ルッチプラザ) -

施設使用料は、施設を利用する人に対価として、施設の維持管理経費の一部を負担していただくものです。市では、平成27年4月1日に施設使用料や減免の取扱いを見直し、見直し前まで施設使用料を免除していた個人および団体の使用料の2分の1を減額する経過措置を行っていましたが、平成29年3月31日をもって終了します。

平成29年4月1日から、以下の施設を使用する際は、正規の施設使用料を負担していただくこととなります。市民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

社会教育施設（公民館・生涯学習センター）

米原公民館、山東公民館、近江公民館、伊吹薬草の里文化センター、山東生涯学習センター（きんせい）、大原生涯学習センター

体育施設（体育館・グラウンド・各小中学校体育施設等）

山東グラウンド、市民体育館、伊吹第1グラウンド、伊吹第2グラウンド、伊吹テニスコート、米原野球場、すぱーく米原、近江グラウンド、息郷体育館、双葉総合体育館、山東 B&G 海洋センター、伊吹 B&G 海洋センター、各小中学校体育施設
米原市民交流プラザ（ルッチプラザ）

お問い合わせ

公民館・生涯学習センターに関すること	市教委 生涯学習課 (生涯学習担当)	☎55-8106	FAX 55-4556
体育施設に関すること	市教委 生涯学習課 (スポーツ振興担当)	☎55-8020	FAX 55-4556
米原市民交流プラザ(ルッチプラザ)に関すること	市教委 生涯学習課 (ルッチプラザ担当)	☎55-4550	FAX 55-4556

第3次米原市 男女共同参画推進計画(案)

パブリックコメント 市民意見募集中

男女の人権が尊重され、活力ある社会を実現するためには、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

市では、男女共同参画社会基本法等に基づく計画として、今後5年間の施策の方向性などを示した「第3次米原市男女共同参画推進計画」の策定を進めています。

市民のみなさんのご意見をぜひお寄せください。

計画(案)の閲覧場所と意見の提出方法

閲覧場所

- ・市役所各庁舎と市立図書館の市政情報プラザ
- ・各行政サービスセンター
- ・市公式ウェブサイト

提出方法

閲覧場所に直接提出または
郵送、ファクス、メールで
下記へ提出ください。

応募締切

3/16(木)

お問い合わせ・意見の提出方法

〒521-8501 米原市下多良三丁目3番地
市 人権政策課(米原庁舎) ☎52-6629 FAX 52-4539
✉ jinsui@city.maibara.lg.jp

ワンポイント手話

問 市 社会福祉課(山東庁舎) ☎55-8102 FAX 55-8130

叶うなら 一度は聞きたい 孫の声

一度落ちた聴力は、元に戻るのには難しいですが、聞きたいという欲求はいつまでも尽きません。そんな気持ちを押し量り、寄り添うことが大切です。

「家族の絆」、大切にしていますか？



今月の手話「ありがとう」

出典：日本語-手話辞典

右手を
左手甲に軽く当て、
拝むようにする。

